

7 税 第 1 7 4 6 号
令和7年12月12日

事業主様

南相馬市長 門馬 和夫

令和8年度固定資産税に係る償却資産申告書について（送付）

平素より、市税務行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市では、令和8年度固定資産税に係る償却資産申告書について、申告が必要と思われる方に対して、申告のご案内をしております。

つきましては、地方税法第383条の規定に基づき、令和8年1月1日現在における事業用の償却資産について、期限厳守の上、申告いただきたくお願い申し上げます。

記

1 提出書類

(1) 償却資産申告書

- ・独自の様式（PCからの打出し資料等含む）で提出する事業者は、印字されている取得価額等を確認のうえ、市から送付した申告書も必ず添付してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）

(3) 申告済一覧表（「申告済一覧表」が同封されていた方のみ）

- ・お手数をお掛けしますが、減少資産がある場合「申告済一覧表」に減少資産分を朱線で削除し、種類別明細書と併せて提出してください。

※ 書類の作成に当たっては、裏面からの手引き等を参考に作成してください。

※ 控えが必要な場合は、返送用（控え）申告書及び返送先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

2 提出期限

令和8年2月2日（月） ※余裕をもってのご提出について、ご協力願います。

3 提出先及び問合せ

- 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
- 南相馬市役所 税務課 資産税係
- 電話 (0244)-24-5227
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

提出の前に、再度、次の確認をお願いします。

- 申告書に連絡先は記入されていますか？
- 申告書に資産所在地等は記入されていますか？
- 昨年の申告合計金額と今年の前年前に取得した金額は同じですか？
→違う場合は修正申告をお願いします。
- 資産の対象年数は記入されていますか？（増加資産がある場合）
- 資産の取得年月は記入されていますか？（増加資産がある場合）
- 課税標準額の特例に関する申請の書類はそろっていますか？（該当者のみ）

◆令和8年度固定資産税に係る償却資産申告書の手引き◆

I はじめに

1 申告が必要な方

令和8年1月1日時点で、南相馬市内に償却資産を有している方。

2 儻却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、船舶、工具・器具・備品等の資産を償却資産といい、土地、家屋と同様に固定資産税が課税されます。

3 注意が必要な資産

以下のものは申告の対象となりますのでご注意ください。

- 耐用年数を経過しても(償却済資産)、引き続き事業の用に供している資産
- 帳簿に記載のない簿外資産であっても、事業の用に供することができる資産
- 遊休または未稼働の状態であっても、事業の用に供することができる資産
- 建設仮勘定で経理されているが、事業の用に供することができる資産
- 自動車税の対象とならない大型特殊自動車

4 儻却資産として取り扱わない資産

以下のものは申告の対象とはなりません。

- 南相馬市外にある資産(資産の所在地へ申告してください。)
- 土地、家屋
- 自動車税、軽自動車税の対象となっている車両
- 耐用年数が1年未満または取得価額10万円未満で税務会計上一時損金または必要な経費に算入されたもの
- 取得価額が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で減価償却しているもの
- 無形固定資産(ソフトウェア、漁業権等)
- 繰延資産(開業費、開発費等)
- たな卸資産(商品、製品等)
- 鑑賞、興行用以外の生物
- 経年によって価値が減少しない資産(絵画、骨董品等)
- リース資産(リース会社に申告義務があります。)
- ファイナンスリースによる資産で、取得価額が20万円未満のもの

5 家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱では、家屋と償却資産を区分して評価しています。

○家屋と設備(償却資産)の所有者が異なる場合

設備(償却資産)の所有者の償却資産として取り扱います。

○家屋と設備(償却資産)の所有者が同じ場合

以下のものは償却資産として取り扱います。

- 独立した機器としての性格が強いもの(受変電設備等)
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの
- 家屋に取り付けられたもの(ルームエアコン(壁掛け型)等)
- 構造的に家屋と一体になつてゐないもの(屋外の設備等)

※自己所有の家屋を改修した場合の費用は、家屋評価に含まれるので、償却資産として取り扱いません。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造成等	床・壁・天井仕上げ、店舗造成等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管、配線、端子盤等		○		○
	LAN設備	設備一式	○			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等		○		○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○		○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等		○		○
	避雷設備	設備一式		○		○
	火災報知設備	設備一式		○		○
	避難非常通報装置	設備一式		○		○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○		○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用) 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用)、中央式給湯設備		○		○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		○		○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○		○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
その他の設備	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーティー、フランバーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター等		○		○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル等)、寮、病院、社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		○		○
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、POSシステム、広告塔、看板、簡易間仕切(衝立)、カーテン、ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)		○		○

6 国税(法人税や所得税)との主な違い

次のような項目は国税と取扱が異なりますのでご注意ください。

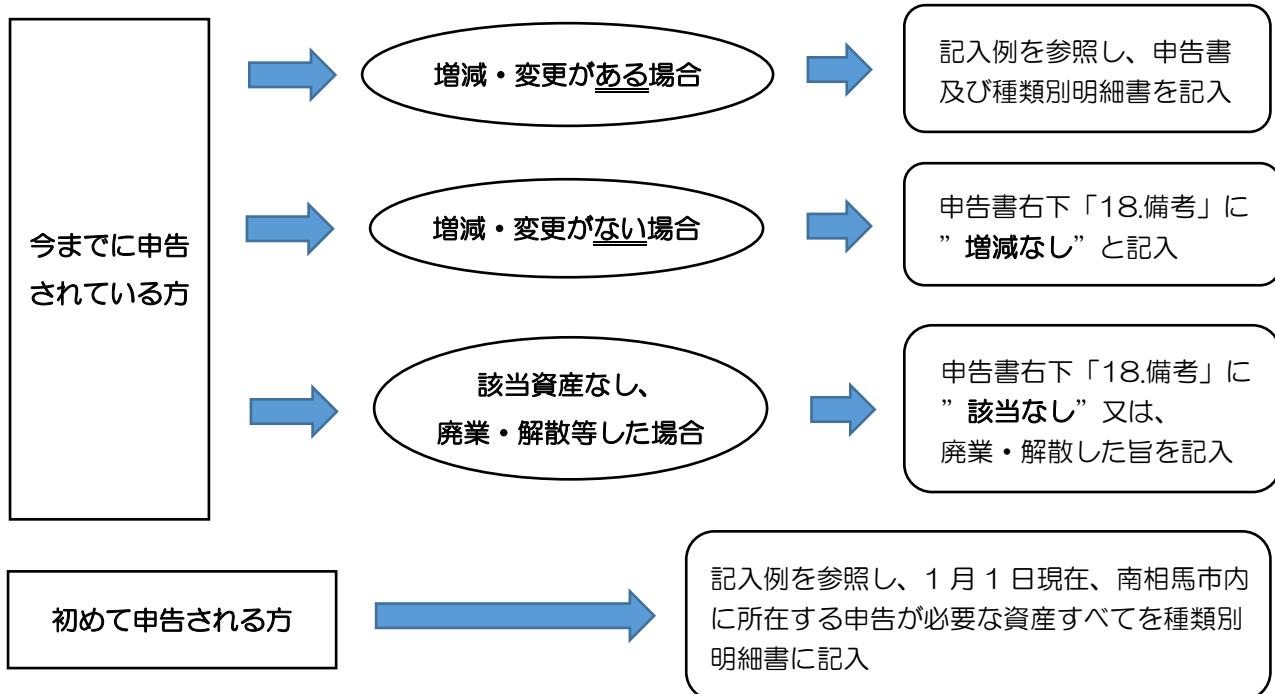
項目	固定資産税の取扱 (償却資産)	国税の取扱 (法人税、所得税)
基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳(※)	×	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで

※圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。

II 申告について

1 申告の方法

(1) 南相馬市様式により申告する場合



(2) 電算申告による独自様式又は eLTAX(電子申告)により申告される場合

- ・毎年1月1日現在の南相馬市内にあるすべての資産を申告してください。
- ・資産に増減があった場合は、増減明細の提出をお願いします。
- ・すべての資産について評価額を算定してください。(P4、P5を参照してください)
- ・評価額の最低限度額は、取得価額の5%になります。
- ・独自自様式で提出する場合、南相馬市より送付した申告書も併せて提出くださいようお願いします。

2 申告時の注意

- ・申告書の代表者印については、押印義務の見直しにより、義務がなくなりました。
- ・郵送による申告で、控えが必要な場合は、返送用の申告書をご準備の上、返送先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

3 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び南相馬市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

4 申告漏れ資産があった場合

決算期以降、賦課期日(1月1日)現在までの間の取得資産について、申告漏れのないようにしてください。
申告漏れ資産等がある場合、過年度に遡って課税されます。その際、修正申告の提出をお願いすることがあります。
台帳等の未整理のため期日までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、必ず修正、追加の申告をしてください。

III 評価について

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応じて価値の減少(減価)を考慮して評価します。 取得価額の5%が最低限度額となり、それより減価されません。

1 計算方法

○前年(令和7年)中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times \text{下表(A)} = \text{評価額}$$

○前年(令和7年)前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times \text{下表(B)} = \text{評価額}$$

2 計算例

取得価額 500,000 円、取得年月令和7年10月、耐用年数7年の資産の場合

$$1\text{年目(令和 8年)} 500,000 \text{ 円} \times 0.860 = 430,000 \text{ 円}$$

$$2\text{年目(令和 9年)} 430,000 \text{ 円} \times 0.720 = 309,600 \text{ 円}$$

$$3\text{年目(令和10年)} 309,600 \text{ 円} \times 0.720 = 222,912 \text{ 円}$$

:

$$10\text{年目(令和17年)} 31,053 \text{ 円} \times 0.720 = 22,358 \text{ 円} < 25,000 \text{ 円}$$

10年目以降、取得価額の5%未満になるので、以降 25,000 円が評価額となります。

3 減価残存率

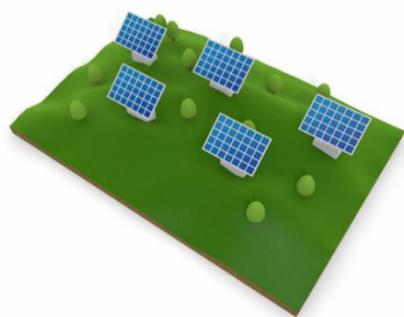
耐用年数	減価残存率										
	前年中 取得の もの(A)	前年前 取得の もの(B)									
2	0.658	0.316	16	0.933	0.866	31	0.964	0.928	46	0.975	0.951
3	0.732	0.464	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931	47	0.976	0.952
4	0.781	0.562	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933	48	0.976	0.953
5	0.815	0.631	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934	49	0.977	0.954
6	0.840	0.681	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936	50	0.977	0.955
7	0.860	0.720	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938	51	0.978	0.956
8	0.875	0.750	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940	52	0.978	0.957
9	0.887	0.774	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941	53	0.978	0.957
10	0.897	0.794	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943	54	0.979	0.958
11	0.905	0.811	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944	55	0.979	0.959
12	0.912	0.825	26	0.957	0.915	41	0.972	0.945	56	0.980	0.960
13	0.919	0.838	27	0.959	0.918	42	0.973	0.947	57	0.980	0.960
14	0.924	0.848	28	0.960	0.921	43	0.974	0.948	58	0.980	0.961
15	0.929	0.858	29	0.962	0.924	44	0.974	0.949	59	0.981	0.962
			30	0.963	0.926	45	0.975	0.950	60	0.981	0.962

IV 太陽光発電設備を設置された方へ

法人、個人が事業用に設置した太陽光発電設備については、償却資産の対象となります。

※個人用の住宅のために設置した太陽光発電のうち、10kW以上の発電能力があるものについては、余剰売電であっても償却資産の対象となります。

設置者	範囲	申告対象
法人	すべての太陽光発電設備	○
個人(事業用)	すべての太陽光発電設備	○
個人(住宅用)	10kW以下の太陽光発電設備	×
	10kW以上の太陽光発電設備	○(※)



V 申告書の書き方

1 償却資産申告書の記入例

受付印		令和8年1月20日	所有者コード												
		南相馬市長様													
所 有 者 者	1 住 所 <small>(又は納税地 知書送付先)</small>	令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)													
	2 氏 名 <small>(ふりがな 姓とあいの名 称及び代表 者の氏名)</small>	テ 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話(〇〇-〇〇〇〇) 〇〇〇〇 かぶしきかいしゃ 〇〇〇〇 株式会社 屋号()													
資産の種類	3 個人番号又 は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 短縮耐用年数の承認			有・無									
	4 事業種目 (資金等の額)	〇〇業 (10,000,000 円)			9 増加償却の届出			有・無							
	5 事業開始年月 (算定月)	平成25年 9月 (9月)			10 非課税該当資産			有・無							
	6 この申告に応答す る者の係及び氏名 (電話 〇〇-〇〇〇〇)	〇〇 〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇)			11 課税標準の特例			有・無							
	7 税理士等の氏名 (電話 〇〇-〇〇〇〇)	〇〇 〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇)			12 特別償却又は圧縮記帳			有・無							
					13 税務会計上の償却方法			定期・定額法							
					14 青色申告			有・無							
前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ニ)	前年中に取得したもの(ヘ)	計(イ)-(ニ)+(ヘ)(二)							15 市内における事業所の所在	①南相馬市〇〇区〇〇町〇-〇〇 ②				
1 構築物 12,260,000	2,210,000	1,000,000	10,050,000							16 借用(有)	電話				
2 機械及び 装置 20,185,000	185,000		21,000,000							17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・有				
3 船舶										18 備考(添付書類等)					
4 航空機															
5 車両及び 運搬具 5,205,000	5,205,000														
6 工具器具 及び備品			630,000												
7 合計 37,650,000	7,600,000	1,630,000	31,680,000												
資産の種類別 額(ア) 五百七十六万七千二百四十七円				決定額(ヘ) 一千三百八十九円	課税標準額(ト) 一千六百三十円										
令和7年中に除却等により減少した資産の金額を記載願います。(別紙種類別明細書・減少にも資産ごとに記入願います。また申告済一覧表への記載もお願いします。)				13,789 令和7年中に取得した資産の金額を記載願います。 (別紙種類別明細書・増加にも資産ごとに記入願います。)			13,789 令和8年1月1日現在で所有している資産合計となるよう確認願います。								
資産の種類別 額(ア) 四百九十二万零三十円				決定額(ヘ) 二千零四十七円	課税標準額(ト) 二千零四十七円										
5 車両及び 運搬具 492,030				13,789	13,789										
6 工具器具 及び備品 20,047,715				13,789	13,789										
7 合計 20,047,715				13,789	13,789										
電算申告の場合は、記載願います。															

※電算申告の場合は必ず課税標準額を計算してください。

令和8年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）													
所有者コード		所有者名 ○○○○ 株式会社													
行番号	資産の種類 資産コード	資産の名称等			数量 年月	取得年月 年月	取 得 価額	耐用年数	減価償却率 年率	価額	課税標準 の特例 率コード	課税標準額	増加事由	摘要	
		1	2	3											
01	1	フェンス設置工事	1	5	5	9	2,200,000	10	0.794	1,244,101			1,244,101		
02	1	駐車場アスファルト舗装	1	5	5	9	6,000,000	10	0.794	3,393,006			3,393,006		
03	1	受電変換設備	1	5	5	9	1,000,000	20	0.891	750,217			750,217		
04	1	看板	2	5	5	9	850,000	7	0.720	378,950			378,950		
05	2	コンプレッサー	1	5	5	9	2,500,000	7	0.720	1,114,560			1,114,560		
06	2	コンプレッサー	1	5	5	10	2,500,000	7	0.720	1,114,560			1,114,560		
07	2	太陽光発電	1	5	5	9	15,000,000	17	0.873	10,700,291			10,700,291		
08	2	草刈機	1	5	7	3	1,000,000	7	0.860	860,000			860,000	1	
09	6	パソコン	3	5	7	3	630,000	4	0.781	492,030			492,030	1	
10															
11		償却資産ごとの名称をそれぞれ記載願います。													
12							償却資産ごとの数量及び取得価格及び耐用年数を記載願います。								
13		償却の種類は、1構築物、 2機械及び装置、3船舶、 4航空機、5車両及び運搬具、 6工具器具及び備品となりますので、該当する種類の番号を記載願います。													
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
資産種類	機械及び装置	船	航空機	工具器具及び備品	小計	12	31,680,000			20,047,715			20,047,715		
資産種類	機械及び装置	船	航空機	工具器具及び備品	注意	「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取扱、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかの番号を記載してください。 年号を 昭和…3、平成…4、令和…5 ※年号については、平成は「2019年4月30日」まで、令和は「2019年5月1日」からとなります。									

3 種類別明細書(増加資産用)の記入例

4 種類別明細書(減少資産用)の記入例

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		枚のうち 枚日	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等			数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要	
			年号	年	月		1	2							
01	1	外灯		1	5	1	9	2,210,000	10	2	1・②・3・4	①・2			
02	2	発電機		1	5	1	9	185,000	10	2	1・②・3・4	①・2			
03	5	フォークリフト		1	5	1	10	5,205,000	7	1	1・2・③・4	①・2			
04											1・2・3・4	1・2			
05			償却資産ごとの名称をそれぞれ記載願います。								1・2・3・4	1	該当する番号に○印を付けてください。		
06											1				
07			償却資産ごとの数量及び取得年月を記載願います。								1・2・3・4	1・2			
08											1				
09			償却資産ごとの取得価格、耐用年数及び申告年度を記載願います。								1・2・3・4	1・2			
10											1				
11											1・2・3・4	1・2			
12			償却の種類は、1構築物、 2機械及び装置、3船舶、 4航空機、5車両及び運搬具、 6工具器具及び備品となりますので、該当する種類の番号を記載願います。								1・2・3・4	1・2			
13											1				
14											1・2・3・4	1・2			
15											1・2・3・4	1・2			
16											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
19											1・2・3・4	1・2			
20											1・2・3・4	1・2			
			小計	3				7,600,000							

VI 課税標準の特例について

地方税法等に規定する一定の要件を備えた資産は、固定資産税が軽減されます。新たに特例適用資産を取得された場合は、償却資産申告書の「18 備考」欄と種類別明細書の「摘要」欄にその旨を記載のうえ、「固定資産税(償却資産)特例適用申請書」を、事実を証明する書類等と併せて提出してください。

※申請書については、南相馬市HPからダウンロードしていただきか、担当までご連絡ください。

<主な特例>

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
地方税法 第349条の3	第2項	ガス事業用の製造・供給施設	当初5年間1/3 その後5年間2/3	ガス事業法に基づく許可の写し
	第4項	外航船舶 準外航船舶	1/6 1/4	不要
	第5項	内航船舶	1/2	不要
地方税法 第349条の3の4		震災等により滅失又は損壊した 償却資産の代わりに取得した資産	当初4年間1/2	被災により滅失、又は 損壊したことが確認できる書類
地方税法 附則第15条	第2項 第2号	ごみ処理施設	1/2	設置許可申請書の写し
	第2項 第3号	一般廃棄物の最終処分場	2/3	設置許可申請書の写し
	第2項 第4号	産業廃棄物処理施設	1/3	設置許可申請書の写し
地方税法 附則第15条	第43項	中小企業者等の生産力向上先端設備(※) (「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備のうち、要件を満たした、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備)	「先端設備等導入計画」において賃上げ方針(1.5%以上)を位置づけ、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産 <1.5%以上の賃上げ表明> 当初3年間1/2 <3%以上の賃上げ表明> 当初5年間1/4	先端設備等導入計画に 係る申請書・認定書・ 確認書、賃上げ方針を 表明したことを証する 書類(賃上げ方針を位置 付けている場合)の写し
地方税法 附則第56条	第12項	東日本大震災の被災により滅失、 又は損壊した償却資産の代わりに 取得した資産	当初4年間1/2 <取得期間> 令和8年3月31日まで	被災により滅失、又は 損壊したことが確認できる書類(平成23年の申告書等)
旧地方税法 附則第15条	第44項	中小企業者等の生産力向上先端設備(※) (「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備のうち、要件を満たした、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備)	「先端設備等導入計画」において賃上げ方針を位置づけ、従業員への表明が ①無しの場合 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで取得 ⇒当初3年間1/2 ②有りの場合 <取得期間> 令和5年4月1日から令和6年3月31日までのもの ⇒当初5年間1/3 <取得期間> 令和6年4月1日から令和7年3月31日までのもの ⇒当初4年間1/3	先端設備等導入計画に 係る申請書・認定書・ 確認書、賃上げ方針を 表明したことを証する 書類(賃上げ方針を位置 付けている場合)の写し

※先端設備等導入計画に係る申請や認定については、南相馬市商工労政課へお問い合わせください。

VII 固定資産税の課税免除・不均一課税について

市内において、一定の事業の用に供する家屋の建設及び設備・土地を取得した事業者は、申請手続き等によって、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることができます。制度によっては、資産の取得(着工)前に、市又は県の「指定」、「認定」を受ける必要があります。

1 主な固定資産税の課税免除・不均一課税

	復興特区法 (東日本大震災復興特別区域法)	福島特措法 (福島復興再生特別措置法)	地域再生法	原発特措法 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	
対象区域	復興産業集積区域 ※1	新産業創出等推進事業促進区域 ※1	市全域	地方活力向上地域 ※1	市全域
対象事業者	「指定事業者事業実施計画」を作成し、市の指定を受けた個人事業者又は法人※2	「新産業創出等推進事業実施計画」を作成し、県の認定を受けた個人事業者又は法人※2	「特定事業活動指定事業者事業実施計画」を作成し、県の指定を受けた個人事業者又は法人※2	「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた個人事業者又は法人※2	個人事業者又は法人
対象業種 又は 対象事業	製造業関係、製造業等施設整備事業、農林水産業関係、観光関連産業関係	廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙	農林水産関連産業 観光関連産業	業種の指定なし (移転型・拡充型 ※3) 特定業務施設 ※4 の取得	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業 ※製造業以外は、増加する雇用者数の数が15人を超えるもの
対象資産	新設又は増設した家屋、償却資産(機械及び装置等)並びに取得日の翌日から1年以内に家屋の建設に着手した土地				
取得価格等	要件なし ※製造業等施設整備事業は要件あり	要件なし	要件なし	減価償却資産の取得価格合計額が3,800万円以上 (中小企業者等は1,900万円以上)	減価償却資産の取得価格合計額が2,700万円超
対象資産の 取得期限	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年3月31日までに認定を受け、その翌日から3年以内	令和9年3月31日
課税免除・ 不均一課税 の別	課税免除 (5年間)	課税免除 (5年間)	課税免除 (5年間)	・移転型…課税免除(3年間) ・拡充型…不均一課税 (1年目0、2年目1/3、3年目2/3に軽減)	不均一課税 (1年目1/10、2年目1/4、3年目1/2に軽減)

※1 対象となる具体的な地名(地番)については、県及び市のホームページを確認していただくか、裏面の各機関へお問い合わせください。

※2 対象事業者となるために必要な「指定」又は「認定」を受けるには、資産の取得(着工)前に手続きが必要になります。

手続きの方法については、県及び市のホームページを確認していただくか、裏面の各機関へお問い合わせください。

※3 《移転型》東京都23区から本社機能を移転する場合 《拡充型》本社機能を拡充する場合(東京都23区以外から本社機能移転を含む)

※4 特定業務施設:調査・企画部門、情報処理部門、その他管理業務部門等の事務所、研究所、研修所であって重要な役割を担う事業所等

(裏面へ)

2 課税免除・不均一課税の申請期限

毎年3月20日(休日の場合は、翌開庁日)

3 問合せ先

- ・【固定資産税の課税免除・不均一課税に関すること】

⇒ 南相馬市総務部税務課 資産税係(電話0244-24-5227)

- ・【市の「指定」手続きに関すること】

《製造業関係》

⇒ 南相馬市商工観光部商工労政課 企業支援係(電話0244-24-5335)

《農林水産業関係》

⇒ 南相馬市農林水産部農地集積課 推進係(電話0244-44-6802)

《観光関連産業関係》

⇒ 南相馬市商工観光部観光交流課(電話0244-24-5263)

- ・【県の「指定」、「認定」手続きに関すること】

⇒ 相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課(電話0244-26-1142)

4 その他

対象事業者となった場合、国税(法人税・所得税)、県税(事業税、不動産取得税)においても優遇措置を受けられる場合があります。

詳しくは、県及び市のホームページを確認していただくか、各該当機関へお問い合わせください。